

大学・学科・学位 英語表記名

大学名：ヤマザキ動物看護専門職短期大学

(Yamazaki Professional College of Animal Health Technology)

学科名：動物トータルケア学科

(Department of Animal Health Technology)

学 位：動物看護短期大学士（専門職）

(Associate Degree of Animal Health Technology)

教育基本方針

建学の精神

「生命への畏敬」

「職業人としての自立」

“人間は、地球上に存在する多種多様な生命に対し、尊敬の心を持ち、生態系の摂理の中で生かされている生命であるという思想のもと、共に生きるものに限りない愛を注ぐ” この精神を通して調和のとれた平和な社会の建設に寄与する豊かな人間性と幅広い視野を持つ人間教育を行う。

教育理念

「生命（いのち）を生きる」

動物愛護の精神のもと、人間が自分たちよりも小さな弱い立場の生命に思いやりの心を忘れず、動物たちと豊かに共生すること。

教育目標

本学の教育研究目的を達成するために、以下の教育目標を設定する。

- ①生命を尊重する倫理観を備えた豊かな人間性を養う
- ②幅広い視野と創造性を養う
- ③動物看護師にふさわしい使命感と職業観を養う
- ④地域社会に貢献する社会性を養う
- ⑤和を重んじ社会人としての礼節を養う

3つのポリシー

1. ディプロマポリシー（卒業認定および学位授与に関する方針）

修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得した学生に対して、卒業を認定し、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。

本学のディプロマポリシーは次のとおりである。

- ・ 動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。
- ・ 動物の訪問看護・在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・ 動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。

2. カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

動物愛護の精神に則り人と動物の共生の思想と倫理観を身に付け、以下のような教養教育及び職業専門教育を編成し実施する。

カリキュラムポリシーは次のとおりとする。

- ・ 基礎科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身に付け、生涯にわたり、自らの資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るために必要な能力を養う。
- ・ 職業専門科目では、動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う。
- ・ 展開科目では、関連する他分野において動物看護師として創造的な役割を果たすために必要な応用的能力を養う。
- ・ 総合科目では、修得した知識・技術等を総合し、動物看護師として課題解決力・創造力を養う。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努める。

3. アドミッションポリシー（入学者受入方針）

ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科の養成する人材像に基づき、以下のアドミッションポリシーを掲げる。

- ・ 本学の建学の精神および教育理念に共感する者
- ・ 動物に深い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生社会を目指す者
- ・ 動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学ぶための基礎学力を持つ者
- ・ 国際的視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者

動物トータルケア学科のカリキュラムについて

ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科のカリキュラムは、本学建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」、および教育理念「生命(いのち)を生きる」に則って構築されています。

本学では、動物愛護の精神に則り、共生の思想と倫理観を備えて、人とコンパニオンアニマルの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養い、動物トータルケアに関わる基本的な理論・技術を身に付け、実践的、応用的能力を有することにより、訪問看護・在宅ケアのできる動物看護師を養成します。同時に、動物看護の素養を備えて臨地実務実習で多くの経験を重ね実践力を備えた飼い主と市場を結び、産業界の発展に寄与する人材の養成を目的とし、カリキュラムを構築しています。

また、専任教員の4割以上が動物病院や企業で勤務経験がある実務家教員であり、加えて、産業界から多彩な非常勤講師を招来して授業を実施します。これにより、業界の最新の知識や技術が修得できる環境を整えています。

さらに、国内外研修、動物実習短期留学など幅広い経験を積む機会を増やすことにより、国際的視野を持ち、広く社会に求められる動物関連分野において貢献しうる人材の育成を目指しています。

I 授業と履修

1. 授業科目の構成

本学の授業科目には、必修科目と選択科目があります。

- (1) 必修科目：卒業するために必ず履修しなければならない科目です。
- (2) 選択科目：設定された科目の中から選択して履修する科目です。

2. 授業科目の区分

本学の授業科目の区分は、授業の内容によって以下のように区分されます。

(1) 基礎科目

人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養い、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成することを目的としています。

(2) 職業専門科目

動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養い、修得した知識を応用しケアプランを立て、あわせて問題解決能力を身につけ、動物の健康問題の変化について理解することを目指しています。さらに、動物看護の基礎を修得した上で、独自に工夫を行うこと、動物の訪問看護や在宅ケアを行うにあたり、飼い主への指導・相談技術を修得することを目的としています。

また、卒業後の進路を決定するための動物病院における臨地実務実習及び動物関連企業における臨地実務実習を配置しています。

○ 臨地実務実習

臨地実務実習は、産業界と連携し、トータルケアのできる動物看護師として飼い主と産業界を繋ぐ実務能力を養成するとともに、就業意識を高め、実習後の学習意欲の向上を図り、職業選択における自らの適性理解を促し、就職先での定着率を高めることを目的として、3年間を通して450時間行います。

実習先は、各学年にそれまでに学修した知識と技術を持って実習に臨めるよう、設定しています。段階的に臨地実務実習を行うことにより、知識と技術の定着と、実践力の強化を目指しています。

(3) 展開科目

訪問看護・在宅ケアを行う動物看護師として職域を広げ、また、将来産業界を担い、産業界の発展に繋がる他分野の応用的な能力を養成することを目指しています。

(4) 総合科目

修得した知識・技術等を総合し、臨地実務実習の体験を活かした実践的、応用的な能力を総合的に高める内容の科目を配置し、飼い主と産業界と動物を繋ぐ能力を育成することを目指しています。

3. 授業形式の区分と単位算定

本学の単位制度は文部科学省令の専門職短期大学設置基準に基づいています。学則第24条により、1単位修得するために45時間の学修を必要とし、講義科目、演習科目、実習科目の単位算定は1時間（45分）、授業回数15回を基に計算されます。

1 単位修得するために必要な学修時間の考え方

| | | |
|---------|-------------------|--|
| 授業外（予習） | 1時間（45分）×15回=15時間 | } 合計して45時間となります。 つまり、単位を修得するには、授業時間以外に予習、復習を行うことが前提となります。 |
| 授業時間 | 1時間（45分）×15回=15時間 | |
| 授業外（復習） | 1時間（45分）×15回=15時間 | |

本学では、2時間（90分）を基本単位（1時限（90分））として授業を行います。授業回数は、区分及び単位数に従って変わります。したがって、本学の実質的な授業区分ごとの単位算定は次のとおりです。

| 区分 | 単位数 | 一週あたりの授業時間 | 一週あたりの予習復習（自主学修）時間 | 授業回数 | 合計学修時間 |
|----|-----|----------------|--------------------------------|------|------------------------|
| 講義 | 2単位 | 2時間 (実質90分) | 4時間 | 15回 | 90時間 (2単位分の学修時間に相当) |
| | 1単位 | | | 8回 | 48時間 (1単位分の学修時間に相当) |
| 演習 | 1単位 | 2時間 (実質90分) | 1時間 | 15回 | 45時間 (1単位分の学習時間に相当) |
| 実習 | 3単位 | 3時間 | 科目担当教員から、 別途指示を受けてく ださい。 | 30回 | 90時間 |
| | 2単位 | | | 20回 | 60時間 |
| | 1単位 | | | 10回 | 30時間 |

4. 学期と時間割

- (1) 本学の学期は、当該年度の学年暦に基づき、前学期と後学期の2学期制とし、原則として、月曜日から土曜日まで授業を実施します。
- (2) 本学は、2時間（90分）単位の授業を行いますので、1日の授業時間は次のとおりです。

| | |
|------|-------------|
| 第1時限 | 9:10～10:40 |
| 第2時限 | 10:50～12:20 |
| 第3時限 | 13:10～14:40 |
| 第4時限 | 14:50～16:20 |

5. 履修クラス

- (1) 授業科目は、原則（40人）1クラスで行います。ただし、一部2クラスで行う授業もあります。時間割を確認してください。
- (2) 英語及びコンピューターリテラシー（情報処理）はオリエンテーション時にクラス分けテストを実施し、その結果に基づき履修クラスが決定します。

6. 履修登録

学生本人が授業科目を選択の上、定められた期間内にその年度の各学期に履修する授業科目を登録します。卒業要件を満たすように必修科目と選択科目の登録を正確に行ってください。授業科目は、履修登録をもって成績評価の対象となります。履修登録していない授業科目の授業に出席しても単位を修得することはできません。また、履修登録・変更期間を過ぎて科目を変更することは認めていませんので、履修登録の際に、十分に検討するようにしてください。

なお、履修登録については、次の各項目に注意してください。

(1) 履修計画

履修登録を行うにあたって、次の点を考慮し1年間の履修計画を立ててください。

- ① 必修科目は、決められた年次・学期に履修してください。
- ② 選択科目は、卒業要件を満たすように履修してください。
- ③ 「カリキュラム表」「シラバス」を熟読しカリキュラムの概要を把握してください。
- ④ 卒業要件を超える単位数を取得できるように履修計画を立ててください。

(2) 履修登録の単位数の上限

1学期ごとの履修単位数の上限は23単位として、適切な学修時間を確保することとしています。

(3) 履修登録手続

オリエンテーションおよび掲示で指示された方法により、指定の期日までに履修登録をしてください。

(4) 履修登録の修正

履修登録した科目については、履修登録・変更期間後の変更はできません。

(5) 授業を開講しない場合

履修登録の結果、希望者が合計5名以下の場合、該当科目を開講しない場合があります。その場合は、履修登録の修正をする必要があります。

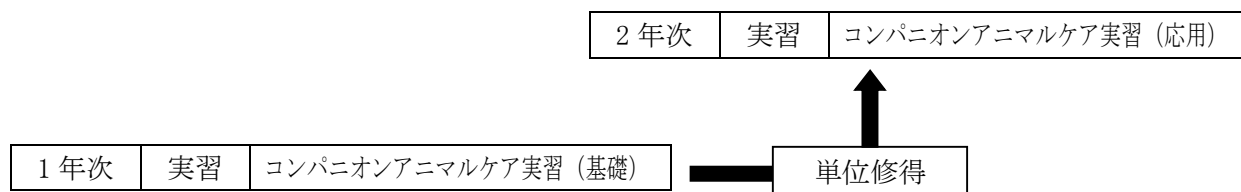
7. 段階的に履修する科目

基礎科目のうち、教養科目及び動物看護師に必要な基礎的な知識は1年次で履修します。

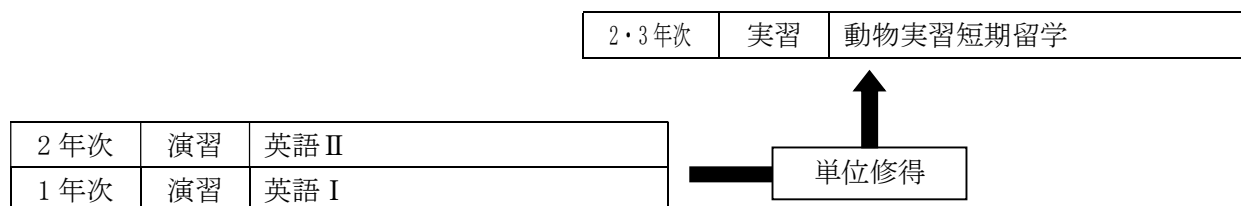
職業専門科目では、動物看護学に関わる実習科目を配置し、学内における実習は学生が3年間を通して技術を高めることができるよう、1年次から3年次へと体系的に担当しています。

以下の科目は、次のように段階的に履修を行うこととなります。各年次担当科目を1科目でも単位未修得の場合は、次の段階の科目を履修することができません。詳細はヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科履修規程第6条を参照してください。

【コンパニオンアニマルケア】



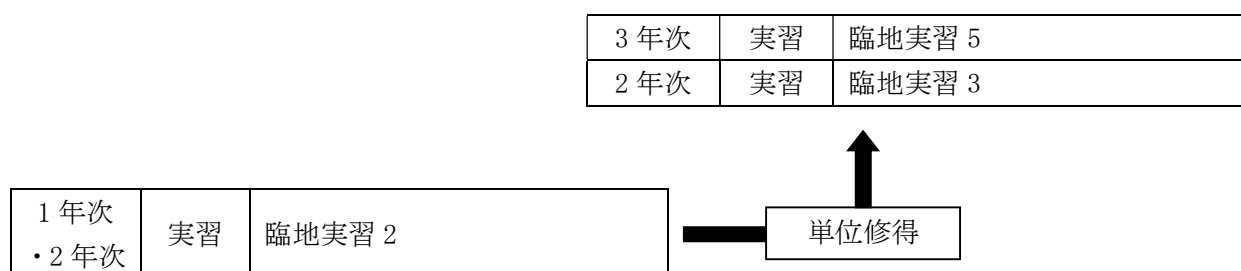
【英語・動物実習短期留学】



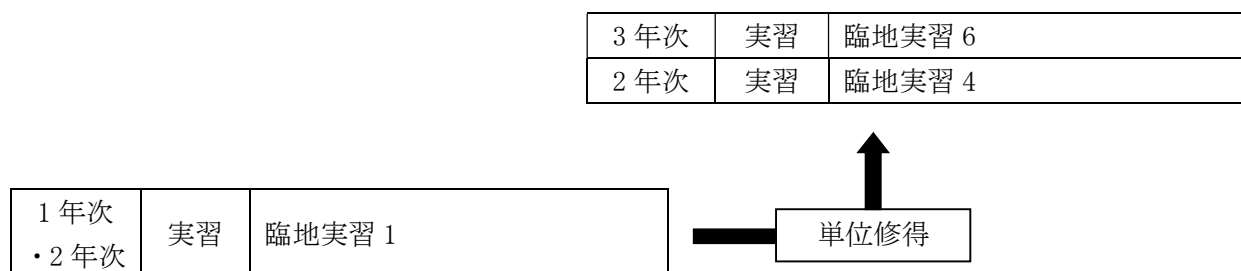
※英語Ⅰの評価はB以上であること

※英語Ⅱは履修中または単位修得済みであること

【臨地実務実習（動物病院）】



【臨地実務実習（動物関連企業）】



8. 欠席届

欠席した授業の次週授業時まで、当該授業の担当教員に直接提出してください。また、実習を遅刻、欠席する場合は担当教員の指示に従ってください。

欠席の手続きについては、P8の表を参照してください。

○定期試験欠席の場合

定期試験前に掲示される「定期試験を欠席（公欠）する場合」を参照してください。理由により追試験を受験することが可能となります。

○授業欠席の場合

「授業への参加度」を成績評価に加味することを明示している科目では、評価の際に配慮される場合があります。

【欠席の手続き】

| 欠席理由 | 必要な書類 | 手続き | 公欠 |
|--------------------|--|-------------------------------------|----|
| 学校感染症 ※1 | ①欠席届 ②診断書または治癒証明書 | 必要書類を揃えて、1号館3階事務局に提出し検印をもらい、担当教員へ提出 | ○ |
| 近親者の忌引き ※2 | ①欠席届 ②忌引き届 ③会葬礼状等の葬儀に内容が記載されたもののコピー | | ○ |
| 裁判員制度による裁判への参加 | ①欠席届 ②裁判所が発行する証明書 | | ○ |
| 公的災害等 ※3 | ①欠席届 ②被災証明書、罹災証明書 | | ○ |
| 病気（学校感染症以外）けが ※3 | ①欠席届 | 必要書類を直接、担当教員へ提出 | × |
| 通学区間の交通機関が人身事故等で遅延 | ①欠席届 （授業に出席できなかった場合は欠席届も一緒に提出） | | × |
| 通学区間の交通機関が運休 | ①欠席届 ②交通機関が運休したことを証明できるもの | | × |
| 就職活動 | ①欠席届 ②受験票 ③説明会訪問証明書または本学指定の就職先訪問確認書等 | | × |

※1 学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症のこと。

※2 近親者の忌引き日数についてはP9を参照のこと。

※3 公的災害等で被災・罹災した場合は速やかに事務局へ連絡してください。

※4 病気・けが等で1週間以上学校を欠席する場合は事務局へ連絡してください。

【学校保健安全法施行規則第18条】

学校感染症の種類

■ 第一種感染症

エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ

※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

■ 第二種感染症

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくがぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

■ 第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜熱

その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟疣腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

○ご家族（一親等、二親等、三親等）の忌引による欠席

※ 忌引きによる欠席については、次のとおり出席扱いとします。

- ① 父母と子(一親等)・配偶者：申し出のあった日から連続7日間(休日含む)
- ② 祖父母・兄弟(二親等)：申し出のあった日から連続5日間(休日含む)
- ③ 曾祖父母・おじ・おば(三親等)：申し出のあった日から連続3日間(休日含む)

9. 進路変更

進路変更等のある場合には、クラスアドバイザーを通じて事前に学長の許可を得るようにしてください。

10. 休 講

次のように措置します。

- (1) 休講の場合は掲示板に掲示します。
- (2) 事前の掲示がなく、当該授業開始時刻から30分を経過しても担当教員が出講しない場合は、教務・学生課の指示に従ってください。
- (3) パンデミック(流行病)等やむを得ない事由により休校とする場合は掲示板に掲示します。
- (4) 地震などの緊急事態が発生して、警戒宣言が発令されたときは休講とします。また、通学途中で警戒宣言が発令されたときは、原則として帰宅してください。

11. 補 講

休講が発生した場合は、原則として補講を実施します。詳細は掲示板に掲示します。

12. 事務連絡と事務取扱時間

事務窓口等からの連絡・指示は、所定の掲示板に掲示します。

事務取扱時間(月～金)：9時00分～17時00分

Ⅱ 試験と評価

1. 単位の修得

履修登録した必修科目と選択科目の単位を修得するためには、全授業回数の3分の2以上の出席が必要です。評価は授業への参加度、平常時の学修態度、試験（レポート等）、追試験（補講等）又は再試験の成績等で総合評価され、合格と認定される必要があります（学則第25条）。

単位の修得について不明な点がある場合は、一人で思い悩まず、担当教員やクラスアドバイザーに相談の上、必ず単位を修得するよう心がけてください。

2. 試験の種類

(1) 定期試験

単位修得のため、前期および後期の指定された期間内に行われる試験をいいます。ただし、事情により、または科目により実施時期が変更される場合もあります。

(2) 追試験

定期試験を受けられなかった者で、やむを得ない事由を証明する書類を添付し、許可された者に対して行われる試験をいいます。

(3) 再試験

定期試験の成績が不合格となった者、および追試験受験に該当しない事由により定期試験を欠席した者に対して行われる試験をいいます。

3. 受験手続

上記各試験のうち、定期試験以外は手続が必要です。追試験・再試験共通の「追再試験受験願」に記入してください。なお、追試験と再試験は同時に行われますので、追試験を受ける者は再試験を受けることができません。

(1) 追試験

指定日に必要な手続を行ってください。手続に関しては、定期試験前に掲示される「定期試験（公欠）する場合」を参照してください。

(2) 再試験

指定日に必要な手続を行ってください。なお、再試験には1科目につき2,000円が必要になります。

4. 受験心得

(1) 授業料・実習費等、学費の未納者は受験できません。

(2) 学生証を持参しない者は受験できません。試験当日学生証を忘れた者は試験開始までに必ず事務窓口で「仮学生証明書」（500円）の発行を受け、試験場でこれを机上に提示してください。

(3) 試験場には受験者の着席場所が掲示されますので、各自必ず指定された場所に着席し、机上に学生証あるいは「仮学生証明書」を提示してください。また、追試験および再試験の場合は、この他に「追再試験受験許可証」を提示してください。

(4) 試験場においては、特に指定のない限り、教科書、参考書、ノート、メモ等を身の回りに置かないでください。

- (5) 問題・答案用紙配付後の棄権は認めません。したがって、受験者は必ず答案用紙を提出しなければなりません。
- (6) 試験開始後 25 分を過ぎてからの入場は認めません。退場は 30 分経過した後認められます。
- (7) 不正を行った場合、または行ったと認められた場合、あるいは監督者の指示に従わなかった場合は、直ちに退場が命じられ、その試験期間中の全受験科目が無効となります。

5. 試験結果の発表と成績評価

(1) 試験結果の発表

- ① 前期および後期の定期試験の不合格者に対しては結果発表後、「追再試験受験願」を配付します。
- ② 成績は本人にお知らせすると共に保証人に郵送します。

(2) 成績評価と GPA 制度

- ① 成績評価、判定および GP (Grade Point) は次のとおりです。

| | | | | | |
|-----|----------|---------|---------|---------|--------|
| 評 定 | 100～90 点 | 89～80 点 | 79～70 点 | 69～60 点 | 59 点以下 |
| 評 価 | S | A | B | C | D |
| 判 定 | 合 格 | | | | 不合格 |
| G P | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |

履修科目の成績は、試験、追試験または再試験の成績、授業への参加度、平常の学習状況等で総合評価されます。なお、再試験の成績評価は A 以下となります。成績 D 評価は不合格です。

② GPA

GPA とは、自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切な履修計画とそれに基づく学習に役立てるために学業成績を総合的に判断する指標として評定の平均値 (Grade Point Average 以下「GPA」という。) を用いる制度です。

③ GPA の計算方法

$$\frac{S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1}{\text{履修登録単位数}}$$

GPA の算出は全ての科目が対象となりますので、出席不良や成績不良による不合格科目が多いと、ポイントが低くなります。学修のための時間を考慮して、慎重に履修登録科目を検討してください。

通年科目は後期に含めます。「不合格」となった科目を再履修した場合は、再履修した当該学期の対象科目に含めて GPA を算出します。

(3) GPA による履修指導

ひとつの学期における GPA が 1.0 未満であった場合は、クラスアドバイザーおよびアシスタントアドバイザーによる指導を行います。1.0 未満の学期が 2 回以上連続した場合は、クラスアドバイザーおよびアシスタントアドバイザーにより、本人および保証人と 4 者面談を実施します。

- (4) 再試験を欠席した場合について
欠席者に対する再度の再試験は行いません。

6. 本学以外での学修成果に対する単位認定

本学以外の科目の単位認定科目は、成績証明書等には「認定」と表示されます。

(1) 入学前の既修得単位の読み替え

- ① 本学に入学する前に、他の大学・短期大学等において単位修得した授業科目の内容が本学開講の授業科目の内容と一致または類似すると判定された場合には、本学開講の授業科目に読み替えて、その科目の単位として認定する場合があります。
- ② 単位認定を希望する者は、所定の「既修得科目単位認定申請書」に科目名を記入し、授業内容がわかる前在籍校のシラバス、資料、成績、単位修得の証明書等を添付して事務窓口へ提出してください。
- ③ 申請期間は、入学年度の4月上旬とします。入学2年目以降は申請できません。既修得単位の読み替えを希望する場合は、前期の履修登録期間中に事務窓口へ相談してください。
- ④ 既単位修得科目を読み替えて本学の単位として認定することのできる単位数は46単位を限度とします。
- ⑤ 申請者は、必要に応じて当該科目担当教員から授業内容の説明を求められる場合があります。

(2) 英語科目の単位認定

① 英語 I (1年次通年必修) / CEFR(※) B1 以上

*B1=「仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言語が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。」

| 検定試験 | CEFR B1 の級・スコア | 備考 |
|-------|--|-------------------|
| 英検 | 2 級～ | 期限の制限なし |
| TEAP | TEAP: 225～ / TEAP CBT: 420～ | 発行から 2 年間を有効期限とする |
| GTEC | 960～ | |
| TOEIC | Listening & Reading: 275～ / Speaking & Writing 120～ | |
| TOEFL | iBT: 42～ | |

② 英語 II (2年次前期選択) / CEFR(※) B2 以上

*B2=「自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文章を作ることができる。」

| 検定試験 | CEFR B2 の級・スコア | 備考 |
|-------|--|-----------------|
| 英検 | 準1級～ | 期限の制限なし |
| TEAP | TEAP: 309～ / TEAP CBT: 600～ | 発行から2年間に有効期限とする |
| GTEC | 1190～ | |
| TOEIC | Listening & Reading: 400～ / Speaking: 160～ / Writing 150～ | |
| TOEFL | iBT: 72～ | |

(※)外国語を学習している人の言語運用能力を客観的に示すための国際標準規格。「CEFR(セファール)」とは「Common European Framework of Reference for Languages」の略

Ⅲ 学籍（休学・退学等）

1. 休学

(1) 休学の手続

病気その他やむを得ない事由により学業を継続することができない者は、保証人（保護者）連署の上、休学を願い出ることができます。休学を希望する場合は、クラスアドバイザーに相談の上、「休学願」に事由を記入し、学長に願い出て、承認を得なければなりません。病気による場合は、医師の診断書を添付しなければなりません。

(2) 休学期間

休学の期間は、1年を超えることはできません。ただし、特別の事由があると認められたときは、引き続きさらに1年延長することができます。通算して3年を超えることは出来ません。

(3) 学費

休学を許可され、または命ぜられた者の授業料・実習費は免除しますが、在籍料は納入しなければなりません。

2. 復学

休学期間が満了したとき、または休学期間中でも休学の事由が解消したときは、クラスアドバイザーと相談の上、「復学願」に事由を記入し、保証人（保護者）連署の上、学長に願い出て、承認を得なければなりません。病気で休学したときは、「復学して差し支えない」という医師の診断書が必要です。

3. 退学

(1) 退学願

退学しようとする者は、クラスアドバイザーと相談の上、「退学願」に事由を記入し、保証人（保護者）連署の上、学長に願い出て、承認を得なければなりません。

(2) 学費

当該学期の学費を納入していない者は、退学願を提出しても受理されません。

4. 除籍

次の場合は、除籍になります。(学則第 37 条)

- (1) 学則第 15 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

5. クラスアドバイザー制度

専任教員がクラスアドバイザーとして各クラスを担当し、学年主任、アシスタントアドバイザーが連携して、学生からの履修相談、履修指導・助言の他、学生生活全般についての相談にきめ細かく応じます。

6. オフィスアワー

専任教員は毎週授業 2 コマ分 (1 コマ 90 分) に相当する時間をオフィスアワーとし、学生からの相談等を受けます。各教員のオフィスアワーは年度当初に掲示板への掲示によりお知らせします。

IV 卒業

1. 卒業要件

卒業要件は、本学に 3 年以上在学し、下表に示す内訳で合計 107 単位以上の修得した上で、一般財団法人動物看護師統一認定機構が認定する認定動物看護師の受験資格を得ることが必要です。

- ・「基礎科目」から必修科目 5 単位、選択科目 10 単位、合計 15 単位以上を修得すること。
- ・「職業専門科目」から必修科目 70 単位及び選択科目の「臨地実習 5」または「臨地実習 6」から 5 単位を修得すること。
- ・「展開科目」から選択科目 15 単位を修得すること。
- ・「総合科目」から必修科目 2 単位を修得すること。

以上の要件を満たし、学長から認定された者が卒業となります。

| 区分 | 必修 | 選択 | 合計 |
|--------|----|----|-----|
| 基礎科目 | 5 | 10 | 15 |
| 職業専門科目 | 70 | 5 | 75 |
| 展開科目 | 0 | 15 | 15 |
| 総合科目 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | 77 | 30 | 107 |